

国立大学法人和歌山大学契約事務取扱規程

制 定 平成16年 4月 1日
 法人和歌山大学規程第 77 号
 最終改正 令和 5年 3月12日

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 競争参加者の資格等（第4条～第6条）
- 第3章 公告等及び競争（第7条～第22条）
- 第4章 落札者の決定等（第23条～第27条）
- 第5章 指名競争契約（第28条～第33条）
- 第6章 随意契約（第34条～第38条）
- 第7章 契約の締結（第39条～第42条）
- 第8章 監督及び検査（第43条～第50条）
- 第9章 代価の納入及び支払い（第51条～第53条）
- 第10章 雑則（第54条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学会計規則（以下「規則」という。）に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱について必要な事項を定め、もって、契約事務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本学における契約事務の取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

（委員会の設置）

第3条 契約に関する事務を行わせるために、次の各号に掲げる委員会を置くものとする。

- （1） 契約に関する重要事項を審査するための契約審査委員会
- （2） 大型設備等の調達契約における仕様の策定を行うための仕様策定委員会
- （3） 入札の適正を期すとともに、入札談合に関する情報に対する的確な対応を行うための公正入札調査委員会

2 前項に規定する委員会の職務、構成その他必要な事項は、別に定める

第2章 競争参加者の資格等

（競争参加者の資格）

第4条 規則第35条に規定する一般競争に参加しようとする者については、物品の製造・販売等の競争参加に係るものについては、全省庁統一資格を準用し、建設工事及び設計・コンサルティング業務の競争参加に係るものについては、文部科学省における建設工事及び設計・コンサルティング業務の一般競争（指名競争）参加資格を準用する。

2 学長は、前項で規定する者以外の者で一般競争入札に参加しようとする者から一般競争

契約事務取扱規程

参加者の資格の審査について申請を受けたときは、次の各号に掲げる取扱いとし、その資格審査結果通知書をもって審査のうえ、資格を与えるものとする。

(1) 物品の製造・販売等の競争参加に係るものについては、最寄りの国の機関または電子媒体で申請するよう案内する。

(2) 建設工事及び設計・コンサルティング業務の競争参加に係るものについては、文部科学省へ申請書類を送付する。

(競争に参加させることができない者)

第5条 売買、貸借、請負その他契約につき規則第35条に規定する競争に付するときは、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(競争に参加させないことができる者)

第6条 一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を、競争に参加させないことができる。

第3章 公告等及び競争

(入札の公告)

第7条 契約担当役は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに官報、掲示その他の方法により、公告しなければならない。ただし、急を要するとき又は契約の性質上入札準備に支障がないと認められる場合は、その期間を5日まで短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(3) 契約条項を示す場所

(4) 入札執行の日時及び場所

(5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(6) その他必要な事項

- 3 契約担当役は、前項の公告において、当該公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

(入札保証金の額等)

第8条 契約担当役は、一般競争に参加しようとする者（以下「入札者」という。）に入札保証金としてその者の見積もる入札金額の100分の5以上に相当する金額を納めさせなければならない。

- 2 前項の入札保証金は、次に掲げるものを担保として提供することをもって代えることができる。

- (1) 国債（利付き国債に限る。）
- (2) 地方債
- (3) 政府保証債
- (4) その他确实と認められる担保で契約担当の認めるもの

(入札保証金の納付の免除)

第9条 契約担当役は、規則第39条ただし書きの規定により、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 入札者が保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき
- (2) 入札者が当該入札に係る契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(入札説明会)

第10条 契約担当役は、入札公告、指名通知（以下「公告等」という。）及び入札説明書で示した契約の内容、入札条件等で書面に記載することが難しい事項、錯誤の生じるおそれのある事項等について、補足説明をする必要があると認める場合には、入札説明会を開催することができる。

(予定価格の作成)

第11条 契約担当役は、入札しようとする事項について、当該事項に関する仕様書、設計書等によってその予定価格を書面（以下「予定価格調書」という。）により作成しなければならない。

- 2 前項の予定価格調書は、封書にし、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第12条 予定価格は、競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、役務の提供、使用等の契約の場合は、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務の契約内容を基礎として、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短を考慮して適正に定めなければならない。

(入札の執行)

第13条 競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書を競争参

契約事務取扱規程

加者又は代理人（以下「競争参加者等」という。）より提出させなければならない。

- (1) 調達件名
- (2) 入札金額
- (3) 競争参加者本人の住所、氏名、(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者氏名)及び押印
- (4) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

(入札書の引換等の禁止)

第14条 入札を執行しようとする場合は、競争参加者が提出した入札書の引換、変更又は取消しをさせてはならない。

(入札書の訂正)

第15条 あらかじめ入札説明書等において、競争参加者等に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争参加者等が押印しておかなければならないことを周知させておかなければならない。

(代理人による入札)

第16条 代理人が入札する場合は、あらかじめ競争参加者等から代理委任状を提出させなければならない。

(開札)

第17条 開札は、公告等にした入札執行の場所及び日時に競争参加者等を立ち会わせて開札しなければならない。この場合において、競争参加者等が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(入札場の入退場の制限)

第18条 競争参加者等、入札事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前条に規定する立ち会い職員以外の者は、入札場に入場させてはならない。

2 入札開始以後においては、競争参加者等を入札場に入場させてはならない。

3 特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほかは、一旦入場した者の退場を許してはならない。

(入札の取りやめ等)

第19条 競争参加者等が相連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、入札の執行が妨げられると認められるときは、当該競争参加者等を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札の執行後において、競争参加者等が相連合し又は不穏な行動をなす等の事実があったと認められる証拠を得た場合には、当該入札を無効とすることができる。

(無効の入札書)

第20条 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効なものとして処理しなければならない。

- (1) 入札公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者の提出した入札書
- (2) 調達件名及び入札金額のないもの

- (3) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
- (4) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 調達件名に重大な誤りがあるもの
- (6) 入札金額の記載が不明確のもの
- (7) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの
- (8) 公告等及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書
(再度入札)

第21条 開札した場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の範囲内での入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合においては、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(せり売り)

第22条 動産の売り払いについて特に必要があると認めるときは、本規則に準じ、せり売りに付することができる。

第4章 落札者の決定等

(落札者の決定)

第23条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。

2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としなければならない契約)

第24条 規則第37条第2項に規定する最低価格の入札者を落札者としなければならないことができる場合とは、支払の原因となる契約のうち、予定価格が1千万円を超える工事、製造の請負又は1千万円を超える役務提供の契約の場合で、相手方となるべき者の申込に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

2 前項において、最低価格の入札者を落札者としなければならない場合は、その理由を書面をもって契約審査委員会に提出し、その者を落札者としなければならないことについて承認を求めなければならない。

い。

- 3 契約審査委員会の審査の結果を考慮し、契約担当役は次順位者以降の順位者を落札者とすることができる。

(落札者の決定通知)

第25条 前条の規定により落札者を定めたときは、直ちに、次の各号に掲げる通知をするものとする。

- (1) 次順位者を落札者とした場合は次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める通知

イ 当該落札者 必要な事項の通知

ロ 最低価格で申し込みをした者で落札者とならなかった者 落札者とならなかったその理由その他必要な事項

ハ その他の入札者 落札の決定があった旨の通知

- (2) 最低価格で申し込みをした者を落札者とした場合は次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める通知

イ 当該落札者 必要な事項の通知

ロ その他の入札者 落札の決定があった旨の通知

(落札決定後の入札保証金の処理)

第26条 入札保証金は、落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし落札者の納付に係るものは契約締結後に返還するものとする。

- 2 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは本学に帰属させるものとし、その旨を広告等又は入札説明書においてあらかじめ定めておかなければならない。

(再度公告入札の公告期間)

第27条 競争参加者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第7条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

第5章 指名競争契約

(一般競争に付することが不利と認めて指名競争に付する場合)

第28条 規則第35条第2項第2号の規定により一般競争に付することを不利と認めて指名競争に付そうとする場合において、その不利と認める理由が次の各号の一に該当するとき。

- (1) 関係業者が共謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき

(2) 特殊な構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊な品質の買入であって検査が著しく困難であるとき

(3) 契約上の義務違反があった場合に本学の事業に著しく支障をきたすおそれがあるとき

(指名競争に付することができる場合)

第29条 規則第35条第2項第3号の規定により指名競争に付することができる場合は、次の場合とする。

- (1) 予定価格が1,000万円を超えない工事をさせるとき

(2) 予定価格が1,000万円を超えない製造をさせるとき

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(指名の基準)

第30条 第4条に規定する有資格者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準は、次の各号に定めるところによる

- (1) 指名に際し、著しい経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ契約の履行がなされないおそれがないと認められる者であること。
- (2) 当該指名競争に付する契約の性質又は目的により当該契約の履行について、関係法令の規定により官公署等の許可又は認可等を必要とするものにあつては、当該許可又は認可等を受けている者であること。
- (3) 特殊な工事等の契約を指名競争に付する場合において、その工事等の施行又は供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること。
- (4) 指名競争に付する工事等の履行期限又は履行場所等により当該工事等に原材料、労務その他を容易に調達して施行しうる者に行わせること又は一定地域にある者のみを対象として競争に付することが契約上有利と認める場合において、当該調達をして施行することが可能な者又は当該一定地域にある者であること
- (5) 工事等の契約について、その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要がある場合において当該技術、機械器具又は生産設備等を有する者であること。

(競争参加者の指名)

第31条 指名競争に付するときは、第4条の資格を有する者のうちから、前条の基準により、競争に参加する者を原則5人以上指名しなければならない。

(指名通知)

第32条 指名競争に付するときは、第7条第2項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項をその指名する者に書面をもって通知しなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第33条 第4条から第6条、第8条から第21条及び第23条から第26条までの規定は、指名競争の場合に準用する。

第6章 随意契約

(競争に付することが不利と認めて随意契約に付する場合)

第34条 規則第35条第3項第3号の規定により競争に付することを不利と認めて随意契約に付そうとする場合において、その不利と認める理由が次の各号の一に該当するとき。

- (1) 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入に直接関係する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき
- (2) 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき
- (3) 買入を必要とする物品が多量であつて、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき
- (4) 急速に契約しなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって

契約事務取扱規程

契約しなければならないこととなるおそれがあるとき

(随意契約によることができる場合)

第35条 規則第35条第3項第4号及び第4項の規定により随意契約によることができる場合は、次の場合とする。

- (1) 予定価格が500万円を超えない工事をさせるとき
- (2) 予定価格が500万円を超えない製造をさせるとき
- (3) 予定価格が500万円を超えない財産を買入れるとき
- (4) 予定賃借料の年額又は総額が500万円を超えない物件を借入れるとき
- (5) 予定価格が500万円を超えない財産を売払うとき
- (6) 予定賃貸料の年額又は総額が500万円を超えない物件を貸付けるとき
- (7) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃貸借以外の契約でその予定価格が500万円を超えないものをするとき
- (8) 運送又は保管をさせるとき
- (9) 国、地方公共団体その他公益法人与契約するとき
- (10) 外国で契約するとき
- (11) 農場、工場、試験所その他これに準ずる者の生産に係る物品を売り払うとき
- (12) 競争に付しても入札者がなく、若しくは再度の入札に付しても落札者がなく、
いとき
- (13) 落札者が契約を結ばないとき
- (14) その他随意契約とする特別の理由があるとき

2 前項第12号の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初に競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第1項第13号の場合においては、その落札金額の制限内であること及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(予定価格の省略)

第36条 第11条の規定は、随意契約の場合に準用する。ただし、次に掲げる場合は予定価格の積算を省略することができる。

- (1) 法令に基づき取引価格(料金)が定められているもの、又は、その他特別な事由があることにより、特定の取引価格(料金)によらなければ契約することが不可能若しくは困難であると認められるとき
 - (2) 前号以外の契約で、その予定価格が500万円を超えないとき
- (分割契約)

第37条 第35条第2項及び第3項に定めるところにより随意契約によろうとする場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

(見積書の徴取)

第38条 随意契約によろうとするときには、見積書を徴取しなければならない。

2 前項のうち、予定価格が100万円以上の場合においては、原則2人以上の者から見積書を徴取しなければならない。

第7章 契約の締結

(契約書の記載事項)

第39条 規則第38条に規定する契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

ただし契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金等
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

(契約書の省略)

第40条 規則第38条ただし書きに規定する契約書の作成を省略できる場合は、次に掲げる契約をいうものとする。

- (1) 単価契約等により契約書を作成する必要がある場合を除き、契約金額が500万円を超えない契約を締結するとき。ただし、契約の性質又は目的により必要があるときは、請書又はこれに代わる契約の事実を明らかにする書類を作成するものとする
- (2) せり売りにするとき
- (3) 物品等を売り払う場合において、買い受け人が代金を即納して当該物品等を引き取るとき
- (4) その他契約書の作成をする必要がないと認めるとき

2 前項の規定による場合においては、請書又はこれに代わる契約の事実を明らかにする書類をもって契約書に代えることができる。

(契約保証金)

第41条 契約を結ぶ者に、現金又は確実と認められる有価証券をもって契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定により納付された契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属させるものとし、その旨を公告等又は入札説明書においてあらかじめ定めておかなければならない。

3 契約保証金は、契約履行後に還付するものとする。

(契約保証金の免除)

第42条 次に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

契約事務取扱規程

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事保証契約を結んだとき
- (3) 第4条に規定する資格を有する者による競争に付し、若しくはせり売りに付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき

第8章 監督及び検査

(監督職員の一般的職務)

第43条 規則第40条第1項に規定する監督を命ぜられた者（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認しなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立ち会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(監督職員の報告)

第44条 監督職員は、契約担当役と緊密に連絡するとともに、契約担当役の要求に基づき又は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

(検査職員の一般的職務)

第45条 規則第40条第2項に規定する検査を命ぜられた者（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立ち会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

3 前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。

4 検査職員は前3項の検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を第47条第1項に規定する検査調書に記載して契約担当役に提出するものとする。

(検査の時期)

第46条 検査の時期は、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。

(検査調書の作成)

第47条 検査職員は、検査を完了した場合においては、第48条に定める場合を除き検査調書を作成しなければならない。

- 2 前項の規定により検査調書を作成する場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払いをすることができない。

(検査調書の省略)

第48条 前条に規定する検査調書は、請負契約又は物件の買入その他の契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）のための検査であって当該契約金額が500万円を超えない契約にかかるものについては省略することができるものとする。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときはこの限りでない。

(監督及び検査の委託等)

第49条 監督及び検査は、特に必要があるときは、本学の教職員以外の者に委託して行わせることができる。

(兼職の禁止)

第50条 検査職員及び前条の規定により検査を委託された者は、監督職員及び前条の規定により、監督を委託された者の職務と兼ねることができない。

第9章 代価の納入及び支払

(代価の納入)

第51条 資産を売却し、貸付又は使用させようとする場合において徴収すべき代価があるときは、当該資産の引き渡し、移転の登記若しくは登録の前又は使用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。ただしやむを得ない事情があるときは、相当の期間を定め分割して納入させることを約定することができる。

- 2 契約の性質上前項の規定により難いときは、その代価を後納させることを約定することができる。

(代価の支払)

第52条 代価の支払については、契約により支払期限を設けた場合を除き、債務を計上した日の属する月の末日をもって締め切り、その翌月末までに支払うものとする。

- 2 契約の性質上前項の期間内に代価を支払うことが不適当と認められるときは、別に支払期間を約定することができる。
- 3 契約により、請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合は、給付の完了前に代価の一部を支払うことができる。

(立替払)

第53条 立替払をしなければ業務に支障がでる場合で、次の各号に掲げる経費については、原則として、事前に契約担当役の承認を得たうえで、立替払をすることができる。ただし、次の第1号から第6号に該当する場合であって、1件につき10万円未満の場合は契約担当役の承認手続きを省略できるものとする。

- (1) 用務地における教育・研究過程等で必要が生じた書籍・資料又は消耗器材等の購入経費
- (2) 用務地における教育・研究過程等で必要が生じた研究用器材等の借上経費

契約事務取扱規程

- (3) 入場料、聴講料、拝観料、その他これらに類する経費
 - (4) 有料道路通行料、燃料費、その他これらに類する経費
 - (5) 海外の業者との取引（学会誌への投稿手数料、別刷代金等）
 - (6) 学会等の登録料等
 - (7) 研究用部材等で、研究者が自ら現物を確認しながら購入しなくてはならないもの
 - (8) 取引の方法が、立替払によらなければ困難な場合
- 2 前項に定めるもののほか、特段の事情があると契約担当役が特に認めた場合は、立替払をすることが出来るものとする。
- 3 立替払を行ったときは、請求書及び支払に係る証拠書類を30日以内に契約担当役に提出するものとする。ただし、特段の事情があると契約担当役が認めた場合はこの限りではない。なお、物品の取得を伴った立替払は、当該物品を契約担当役に提示するものとする。

第10章 雑 則

（雑則）

第54条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成19年11月20日一部改正：法人和歌山大学規程第697号）

この改正規程は、平成19年11月20日から施行する。

附 則（平成20年2月21日一部改正：法人和歌山大学規程第712号）

- 1 この改正規程は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 この改正規程施行後の第6条第1項の規定は、一般競争に参加しようとする者が施行日以後の事実により同項各号のいずれかに該当すると認められるときについて適用し、施行日前の事実によりこの改正規程による改正前の第6条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者については、なお従前の例による。

附 則（平成20年6月30日一部改正：法人和歌山大学規程第812号）

この改正規程は、平成20年6月30日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成25年6月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1437号）

この改正規程は、平成25年6月28日から施行する。

附 則（令和5年3月12日一部改正：法人和歌山大学規程第2503号）

この改正規程は、令和5年3月12日から施行し、令和5年3月1日から適用する。